

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和5年10月17日 開会時間・午前・午後2時57分 閉会時間・午前・午後4時10分
出席者	南谷 清司 後藤 國弘 安藤 誠 佐藤 健 川柳 雅裕 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学・学識経験者との連携の連携先、運用方法について</li> <li>○ 質疑時間、海外視察、政務活動費について</li> <li>○ 会派室割当方法について</li> <li>○ 議会図書室及び情報システムの充実について</li> </ul>

【開会=午後2時57分】

南谷清司委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。  
本日の協議事項はここに4つ上がっておりますが、できるだけたくさんやりたいですが、一応目途は1時間ぐらいと考えておりますのでお願いします。  
まずは大学学識経験者との連携先、運用方法についてであります。3枚資料がございますが、まずは前回の協議で、この大学学識経験者との連携について、専門的知見の活用とか参考人とか公聴会とか、いろいろな制度があるものですから、それがちょっと混同をしていましたので、事務局の方で整理をしていただきました。まずそれについて事務局の方から説明をいただきたいと思っております。議会改革特別委員会協議事項についてという2枚綴りで表の形式になっているものです。議会改革特別委員会協議事項について、1.参考人、公聴会、専門的知見活用の制度的整理について（参考）という資料になります。事務局さん説明をお願いします。

議会総務課課長  
補佐

お配りさせていただいております議会改革特別委員会協議事項についてというA4の資料をご覧ください。こちら、地方自治法によりまして、参考人、公聴会、専門的知見活用の制度について整理させていただきました。表の関係で申しますと、主体、対象とする事件あるいは目的、対象、手続き、報酬、弁償という形で、横に並ぶような形で3つの制度を比較していただけるよう構成をさせていただきました。大きく分けて3つ、公聴会、参考人、専門的知見とありますので、まず公聴会から説明させていただきますと、公聴会を開催する主体は常任委員会がメインになってまいります。目的とする事件は予算その他重要な議案、請願等という形で列記がされております。誰を対象に公聴会をするかというところで申しますと、真に利害関係を有する者または学識経験を有する者という形で法に列記されております。公聴会を開催する手続きに関しましては、委員会の議決を行った上で公聴会を開催するという旨を議長に申し入れていただくこととなりますので、委員会での議決をもって行わないといけませんので、常任委員会が開催されるのは会期中ということになります。ただ、審査が定例会中ではしきれない場合には、これも改めて委員会の議決、それから本会議の議決の上で閉会中の継続審査で行うことも可能です。最終的には調査結果を報告する、これは本会議で

委員長報告をもって報告することになりますが、それが必要となってまいります。最後に報酬、弁償に関しましては、報酬は対象にはなりません。それから、公聴会参加者等に対する費用弁償を行う条例がありますので、その条例によっていわゆる費用弁償、旅費、日当が支給できますので、費用弁償の対象にはなろうかと思えます。

続きまして中段、参考人になります。公聴会との違いというところを申しますと、目的とするところが異なってまいります。こちらは当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のためというところが公聴会とは違うところになります。対象も公聴会と異なって、参考人ということで法の中には列記されております。手続き、結果、それから報酬、弁償に関しては公聴会と同様になりますので同上という形でまとめさせていただきました。

最後に専門的知見ということになりますが、根拠法令は第100条の2ということで新たに設けられた規定になります。こちらは主体になるのは議会ということではあるんですが、実質的に調査をするのは付託なり担当する常任委員会となってまいりますので、括弧書きで調査の自主的執行は委員会ということで表させていただいております。目的につきましては議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査ということで、こちら学識経験を有する者等に行うことができるものです。手続きに関しまして、こちら、本会議を想定しているところがありますので、本会議の議決が必要となります。定例会中に終わられない場合は、同様に閉会中の継続審査に付することを議決する必要がある出てきますという点も公聴会なり参考人制度に共通したところとなってまいります。最後、報酬に関しましては、こちら直接支払う規定は設けておりませんので、非常勤職員の報酬等条例あるいは規則を準用できるかどうかというところの整理が必要ではないかというふうには考えております。それと、費用弁償につきましては、市外在勤在住先からの公共交通機関利用者に行けるといえることが可能かと考えております。

これら3つの制度に関しましては、委員会において必要な事項を明示して決定しなければならないので、まず、実施するにあたっては、本議会会期中に開かれる常任委員会で決定の手続きを行うことが必要となってきます。大まかにはこのような形になってまいります。以上です。

南谷清司委員長

ありがとうございます。前回考えたのはこの中の参考人というカテゴリーで考えていただいた。質問は後からまとめてしていただくとして、もう1枚、昨年の委員会で検討された大学との連携についてということで、もう1枚表の資料があります。大学との連携について、令和5年1月23日、他市議会における大学との連携について、近隣のホームページなどにより作成という表で、こちらはもっと大きく、大学と市議会全体が連携協定を結ぶという、そういう例が載っておりますので、ちょっとこれも説明をお願いします。

議会総務課課長  
補佐

大学との連携に関しまして簡単にお話をさせていただきます。こちらは昨年度の議会改革特別委員会におきましても連携の関係が協議テーマになってまいりましたので、そのときの資料をお配りさせていただきました。他の市議会でも大学との連携がどのようにされているかということのイメージをつかみやすくしていただけるような形でまずは表にまとめさせていただいております。前回お出しさせていただいたのが4つ、細かく言えば5つの例です。龍谷大学と大津市議会、それから国立大学法人滋賀大学と彦根市議会、それから所沢市議会と早稲田大学、東近江市議会と立命館大学政策科学研究科との間の連携という形でそれぞれ目的、内容などというところで見させていただきますと、龍谷大学は質問力や政策形成能力の向上の関係で目的としているところもあります。もう一つは図書館の利用、議会図書室の充実の一環として、学生の利用に影響を与えない範囲で、議員の利用の受け入れをするというような内容で提携されているものもあります。主に政策立案の機能の向上あるいは更なる資質向上といったところを目指して連携されているところが見受けられるように思われます。下側、参考ということで、現在、市が大学と連携協定をしているものにつきまして、3つの大学と包括的連携協定を結んでいますというところで、状況として挙げさせていただいております。以上となります。

南谷清司委員長

こちらの方は大きい枠組みで連携する協定を結んで、その枠組みの中で連携を積み重ねていくという、そういうパターンなんですけれど、実際どこまでやってらっしゃるかはわかりませんよね。それで、本委員会、議会改革特別委員会としては、前は委員会ベースで参考人を呼んでまずはやってみようと、その成果を見て次へ進むかどうかを

	<p>考えようというようなことだったんですが、今の事務局の方の説明で何かご質問があればお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>南谷清司委員長      それでは、前回のまとめとその確認を、何枚か綴じてあるレジュメの議会改革特別委員会で③④⑤⑥⑦と、これだけあるんですが、めくっていただくと、資料③ということで、大学学識経験者との連携先、運用方法。今日は何をやる予定だったかということ、前回決定した内容を再確認して、議運へ渡していくということで、前回決定されていたのが、試行的に各常任委員会で大学学識経験者等を参考人として招致をすると、各委員会所管の課題について意見を聴取し、政策立案の参考にする、予算は6000円掛ける2回掛ける3委員会ですと、市外交通費は実費弁償。先ほど予算、日当3000円と言われましたね、予算取りはしてあるけど、実際は1回3000円しか払えないという、日当としては。さっきの表で、公聴会参加者等の費用弁償条例で参考人は同条でそれに該当するということですから、日当3000円と旅費は実費ということいいですか。</p> <p>議会総務課課長補佐      そちらについては現在、予算化はしていません。</p> <p>南谷清司委員長      そうすると、この予算はどこで予算化してあるのか。</p> <p>議会総務課課長補佐      旅費及び日当に関しましては、前回お話をさせていただいたところで、議会費の中のいわゆる費用弁償の中から必要があるときに措置をするというような形で対応を考えるとという形で今のところ考えております。</p> <p>南谷清司委員長      そうすると、この委員会で参考人を招致したときの費用弁償と日当で支給ができるかできないか。</p> <p>議会総務課課長補佐      手続きは必要ということで前置きをさせていただいて、できることとなります。</p> <p>南谷清司委員長      必要だったら財政協議することやね、それならいいですね。こういう形で一応決まって、ただこれでは漠然としているので、一つの案として4つ目の丸、各委員会が実施す</p>
--	--

る市民との意見交換会で得られた意見をもとに政策を検討するに際して、委員会参考人として大学学識経験者、専門家などを招致して意見を聞き、そのような参考人の意見を参考にしてより深く検討すると、これも一つの例として考えられますよということを提示して、これを活用して一遍やってみたらどうだろうかと、これでうまくいって盛り上がるんだったら、もうちょっと包括的なことを考えていくというような流れだということで前回ご了解をいただきました。よろしいですか。

(異議なし)

南谷清司委員長

それでは、特にないようですので、この形で議会運営委員会へ議会改革特別委員会の考えというか、決定というか、まとめということで送らせていただきます。

その次が質疑時間、海外視察、政務活動費についてです。ここの中で最初に議員章と手帳というのがありました。それは今の資料をめくってもらって④-1とありまして、議員バッジ、議員手帳の支給廃止うんぬんということです。議員手帳の廃止は皆さんの合意が得られております。議員バッジについては貸与と希望者への交付、この2つの意見がありますということで終わっております。それで、議員章について、貸与にするか希望者のみ無償で交付ということにするかということです。他の市町村といっても近隣ですけれど、別紙に岐阜市議会議員記章規程、大垣市議会議員記章規程、それから、各務原市議会議員記章規程という3つの記章規程を事務局のほうで探してもらっております。それぞれ無償で交付ということになっております。辞職、任期満了のときには返還だから、当選のたびに新しいのがもらえる解釈するのかなどなのか。岐阜市の場合は、その職を退いたときに効力を失うというのはなかなか難しい表現ですね、これは返さなくてもいいというような感じですね。大垣市は辞職または任期満了のとき返還ですから、4年経ったら返還しないといけません。各務原市は返還規定はないですね、無償でもらうか、もらう以上は着用義務が当然発生するというので、はい用しなければならない、身に着けよというルールが定められています。場所が規定されていませぬので、どこではい用しないといけなはちよっとわからないということです。あと、議員記章の一番最後の四角ですけれど、ここに事務局のほうで過去の経緯を調べていただきましたので、何かコメントはあります

か。慣例でこうなっているというだけのような気がします  
が、慣例で今のように新議員は議員章は交付、手帳も交付、  
これは今までの慣例になっているということです。これは  
皆さんご存知の通りです。問題は貸与にするか希望者に  
交付案にするかということで、私の方でたたき台として、貸  
与案が1つ、希望者のみ交付案が1つ、ほかの案というの  
をちょっと考えてきました。貸与案は任期末に返却という  
ことです。貸与して任期末に返却、次の任期でまた貸与し  
てもらおうと、常に1個は手元にあるということです。希望  
者のみは希望した者は無償で交付してもらえ、毎回交付  
希望すれば任期の回数分だけバッジが手元にあるというこ  
とです。ほかの案というのは、1期目に限り交付、もらえ  
る。2期目以降は貸与。だから、1個手元にあって、さら  
にもう1個貸してもらえ、そのもう1個については2期  
目から返すという、2期目以降は2個手元にあるというこ  
とです。1個については自分のもの、もう1個については  
借りていると、ややこしいと言えはややこしいですね。い  
ろんな折衷案があるんですが、何かご意見いただいて、こ  
れでという話になれば行くんですが、そうでなければこれ  
は採決をしなきゃ仕方がないかなという感じです。まずは  
ご意見をお伺いしたいと思います。

佐藤委員

希望者のみ交付案のところ、なお、交付された議員章  
に加えて、議員章を別途購入することは妨げないという文  
言がないのですが、これは載せておいた方がよろしいの  
ではないかと思いました。

南谷清司委員長

それはもちろん、その方がいいですね。貸与案の方には  
貸与された議員章に加えて、自分で別途購入することは妨  
げない、購入してもいいよというのがついているんです。  
希望者のみの方にはついていないので、これも1個交付し  
てもらって、さらにもう1個欲しかったら別途購入するこ  
とは妨げないという意味でつけておいた方がいいんじゃない  
かということで、その通りですねという話です。

他に何かご意見は。

花村委員

貸与だと返す、交付だと返さなくていいという形で大丈  
夫ですか。

南谷清司委員長

基本的に交付はもらいっぱなしでしょうね。

川柳委員	<p>一番最初に、例えば議員に初当選されたときに貸与されたもの、または交付されたものは、例えば1個1万円の物であったら、例えば、もう1個欲しいと言った場合、紛失とかした場合にも、同じ同等価格の物を購入するというところで間違いないかどうかを聞きたいです。</p>
南谷清司委員長	<p>まず、議会事務局から当選の度にもらったのは交付ですよ、もらって返さなくてもいい。だから2期目になると、失ってなければ2個、3期目になれば3個、4期なら4個、議員を引退しても4個持ったまま、これは今までの慣例ということです。今のご質問は、購入するものも同等品を購入することという慣例なのか、多少違うものも購入できるという慣例なのか、要する議員バッジの様式なり形式なりが定められているかどうかという話になりますけど。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現在、皆さんに交付させていただいております議員章につきましては、全国市議会議長会がデザイン、規格、大きさ、形状を考案しまして、依頼を受けた業者が製作したものを販売させていただいておりますので、種類で申しますと、現在着けていただいているものと、紐がついたものの2種類だけということになります。</p>
川柳委員	<p>私の質問の意図というのは、今石川県議会と富山県議会のニュースでご存知のように、最初に県からいただいたものは18金のものであったけど、紛失した、または返却する前にもう一度レプリカを買うというときは18金ではなかったというようなことで、いわゆる価値が違うということだから質問したんですけど、今回の羽島市の場合はそういう返却がないので、価値としては一緒だということで、確認のためにお尋ねいたしました。</p>
南谷清司委員長	<p>羽島市議会には議員バッジについての慣例はあっても規程はないんですよ、岐阜市議会の場合、議員バッジは全国市議会議長会が制定した全国市議会共通議員章とすると規定してあるんですよ、大垣市の方は様式が規定してあると、各務原市の方は岐阜市と同じように全国市議会議長会制定の全国市議会共通議員章とすると規定してありますので、今回改めて規程を整備するなら、やはり現状を追認すれば、全国市議会議長会が制定した全国市議会共通議員章を実際にもらって着けているわけですので、そうやって規定をしていくことになると思うんですけど、それが自</p>



	<p>然でしょうね。議員章は今のものを継続して、これ以外はだめというような形に規定をしていくということなんですが、問題は交付を現状追認にするか、あるいは希望者のみ交付にするか、貸与して4年経ったら返す、再当選したら、また同じのを多分借りることになると思うんですけど、借りると、そういう形にするかどうかですね。</p>
川柳委員	<p>事務局側に立てば、返してもらったところで使い道がないわけですよ、例えば溶解してまた金として使うんだったら別だけど、返してもらっても意味がないと思うんだけど。</p>
南谷清司委員長	<p>18個揃えておけば済みますから、次当選した人に貸すんですから。</p>
川柳委員	<p>要するに、前の人が使ったものをそのまま使ってください。</p>
南谷清司委員長	<p>そうなる可能性もあるかないかわかりませんが、一応そういうことは想定はされますね。</p>
川柳委員	<p>もう一つだけ、先輩議員から、違う自治体だけど、色が違うのがあるんですね。10年すると色が違うらしい、15年すると色が違うらしいという、そういうのが本当にあるかどうか知りませんが、そういうのももちろん返す対象になると思うんですけど、そういうのをもう1回、なくなったから同じ色のものをくれと言ったって、これは無理でしょうね。そういうのがあるのは、そもそも認められているかどうかもわからないんですけど。</p>
南谷清司委員長	<p>ただ、今度は全国市議会議長会が制定した全国市議会共通議員章というふうに決めてしまうと、古くなって、色が怪しくなってくると、そんなのを貸与とは言ったって新しく当選したかたに付けてくださいと言ったら、やはりちょっと失礼なので、そこら辺は事務局の何らかの工夫が必要かなとは思いますが。形として貸与にするか希望者には交付という形にするか、交付の道を残すかどうかだね。</p>
花村委員	<p>貸与に指定すると、返却しなければならないというのがちょっとネックやなというふうに思っておりまして、希望者のみに交付が妥当ではないかというふうに思いますし、</p>

	<p>この前の全協で近藤議員がこの件について発言されたけど、やはり欲しいという人がおられる一方で、1個あれば、いいよという人もおるもんで、やはりこれは希望で無償で交付するというふうに規定するのがいいというふうに考えます。</p>
<p>南谷清司委員長</p>	<p>今までの慣例通りで、最終的に議員を退職したときも返却ということまでは触れてないんですが、各務原市はそれは触れてないけど岐阜市は触れてるんですね、国会は返却ですよ、議員バッジを悪用するかがいらっしゃるといふ想定をすると、当然返却しなきゃいけないんですけど、今までの慣例で返却まで求めてないので、そこまで触れずにいるということですけど、返却についてはどうですか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>返却義務に関しては特に必要ないと考えます。というのも、今までにそういった悪用の事例とかはないと思いますので。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>希望者交付案に賛成なんですけど、無償で交付するのではなくて、有償にしたらどうですか。</p>
<p>南谷清司委員長</p>	<p>有償にすると交付ではないけど、購入することはどちらにしろできるので。貸与案でも欲しい人は買えます。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>希望者が有償でということで、初当選は交付していただいて、2期目からは希望者は有償で。</p>
<p>南谷清司委員長</p>	<p>それは3番目の案ですね。最初の当選の時はおめでとうということでもらえて、2期目からは貸与はしてもらえるよ、買ったかったら買っていいよという案で、それもなしが貸与案、1個はもらえるという折衷案なんですけど。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>議員バッジですけど、針の部分がありますので感染症とかを媒介したりするおそれもありますし、壊れたりとかという可能性もありますので非常に難しい。あと、貸与されたものをまた交付となると、新人議員でありながらかなり古いバッジを着けなきゃいけないということで、不公平感とかが生まれるおそれがあるので、それはそれでまた難しいのかなと思いますので、個人的には希望者のみ交付案がいいのではないかなと思っています。</p>

南谷清司委員長	<p>そちらの方が多そうですが、要するに希望者のみ交付案で、こここのところに、なお、交付された議員章に加えて新たに議員章を別途購入することは妨げない、2個買っても3個買っても好きなようにすればいい。1個は交付してもらおう、希望者については、1個は交付してもらえらるけど、希望しない者は希望しない、1期目にもらったものをそのままずっと使い続けるという、そういう案で何かご異議あるかたは。</p>
花村委員	<p>5年とか10年とかで、市議会議長会から表彰状とともに議員バッジもらえるんですよね、だから希望者のみ交付でいいというふうに考えます。</p>
南谷清司委員長	<p>永年勤続か何かわかりませんが、そのときにもらえる議員バッジというのは、私達が想定するこの議員バッジと同じ議員バッジなんですか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>先ほど話がありました、5年、10年等の市議会議長会から表彰されるときに、記念品として議員バッジが表彰状と一緒に交付されます。その議員バッジについては確か色が異なりますので、色によって何年勤続された市議会議員かということを見分けるためではないでしょうけど、あくまでも記念品として色の違うものがあるということになります。</p>
南谷清司委員長	<p>それも議員章として通用するという考え方なんじゃないかな。状況は理解しました。それをだめという理由もないので、それはそれでいいとして、だから交付でもいいんじゃないかというお話ですね。</p> <p>今、この2つ目の希望者のみ交付案なんですけど、これではちょっとというかたいらっしゃいますか。</p>
花村委員	<p>初当選の場合も、こういうことになるのか。</p>
南谷清司委員長	<p>初当選はやはり自動交付でしょうね、だから希望しなくても交付してもらえますよね。</p>
花村委員	<p>貸与案にあるように、任期初めに希望すれば交付すると書き足すかどうか。</p>
南谷清司委員長	<p>希望するでしょう、希望者すれば交付してもらえるので。</p>

後藤國弘委員	<p>全部共通して希望したら交付しますか、それとも1期目だけは自動的にという特例を入れますか。</p> <p>1期目というか、この議員章自体を着けることの意義を考えると、議員になって自分いらないからと言って、そういう人がもし出てきた場合に困るのであれば、1期目はやはり全員に交付して、2期目以降は希望者のみという形がいいんじゃないですか。</p>
南谷清司委員長	<p>1期目は全員に無償交付、2期目以降は希望者のみ。希望すればもらえるんですから、買うのは自由。これで決まりということをお願いします。</p> <p>それでは、岐阜市議会とか各務原市議会とかを見ながら規程という形で整理しておいた方がいいと思いますので、また次のときに規程の案を出させていただきます。</p>
後藤國弘委員	<p>規程を作るのであれば、この議員章はどの場で着けるかというような、その辺の規定もやはり必要になってこようかと思うので、公的な場では議員章を着けることというような文面も入れられるのがいいかと思います。</p>
南谷清司委員長	<p>基本的には公務に従事する場合ということで逃げてくんだと思うんですけど、クールビズもあるので、望ましいとか、基本にするとか、原則にするとか、とにかく公務に従事する場という、そういう制限でしょうね。</p>
佐藤委員	<p>先ほど元職の関係の話が花村委員よりございましたけれども、返却義務があるというふうにしてしまうと、元職のかたも必ず購入というか、またもらい直さなければいけないので、それを考えたときに返却義務は規定しないほうがいいのかというふうには何となく思いました。</p>
南谷清司委員長	<p>返却には触れないということになっていますけれど、返却は求めない、触れない、書かない。今まで返却していないので、返却については書かないという流れです。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>それでは、議員バッジと議員手帳は終わりました、その次は海外視察です。④-2です。海外派遣についても事務局の方から資料を用意してもらっていますので、ここにつ</p>

議会総務課課長  
補佐

いて説明してもらえますか。

引き続き海外派遣につきまして説明させていただきます。過去どのような取り扱いが実際にあったかというところで、調べられる範囲、明文で確認できる範囲で調べさせていただきました。これまで3回以上当選、3人以内という申し合わせ事項に対して種々議論がありましたので、そのあたりの取り扱いがいつ頃からなされているかというところを中心に調べさせていただいております。明文で確認できるところで申しますと、一番古くは昭和48年6月に行われた全員協議会の中で、当時、海外視察に誰を派遣するかというところを決定するにあたって、そのまま転記しておりますと前置きをさせていただいて、古参順に3人派遣する人を決めてくださいという形で協議されておりますが、その発言の中で、以前からの申し合わせということがありますので、既に昭和48年の時点では海外派遣について3人派遣するというようなことができあがっていたというふうに推察されます。その後、海外視察、海外派遣に関して協議がなされるごとに3人以内でというところが進められつつ、その後、平成3年5月22日の全員協議会の中では3期目の議員で話し合っ、3人以内で進めるということで、この前置きとしては、4期目以上の人は多分皆さん行かれていますので、行かれていないかた、当時の3期目の人からということ、どうも話し合われているように読み取られます。それ以降、3期以上3人以内ということで進められてきているところがあります。話がだいぶ進みますが、海外派遣につきまして、見送りの決定がどこでなされたかということについても、協議の記録で確認をさせていただいたところでは、平成11年6月の全員協議会の中で、海外視察については見送るという形で、全員の協議の中で決定をされております。現在に至るまで、事実上海外視察につきましては予算取りを行っておりませんので、この平成11年6月の決定に従って、現在は明文では書いておりませんが、海外視察は見送っている状態であるというふうに考えております。この海外視察の取りやめに関しましては、古くから議論があったところでして、申し合わせの変更をしてはどうかという提案もどうもあったようではありますが、当時の議会運営委員会などにおいて、全員の一致を見ることはありませんでしたので、申し合わせの変更については至っていないということになっております。

南谷清司委員長	<p>ありがとうございます。前回、大きくはなくす方向なんですけれど、完全に門戸を閉ざしてしまうのではなく、やれる可能性というんですか、それを残しておいた方がいいのではないかと。今の現状ではとてもできないから、当面の間はできないんだけど、なしにするんじゃないかと、やれる可能性を残した方がいいのではないかと、そういう話でした。それはその通りで、申し合わせ事項には第20で次の各号に定める視察を実施する、(1)に海外視察ということで実施するとしてあるんです。それで、第21で3回以上、予算の範囲内で3人以内とあるので、ここをどう改正するかということでした。たたき台として第20で(1)海外視察が書いてありますので、それはそのまま残しておいて、第21を第20の規定に関わらず、海外視察は当分の間実施しないものとする、当分の間実施しないという表現で入れておくということです。だから、制度としては残すけれど、当分の間ですから、申し合わせ事項の特例で協議して成立させるという、そういう手続きが必要になるということです。この辺をたたき台として案を作ってみたのですが、いかがでしょうか。</p>
後藤國弘委員	<p>この海外視察は議会の活動費の中ではなくて、改めて予算を取り直すという考え方でいいですか。</p>
南谷清司委員長	<p>今、行こうとしている行政視察との関連も含めて、予算取りの説明をお願いします。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>海外派遣となりますと、最終的には議員派遣を議決して派遣することになりますので、行政視察のようないわゆる視察というものと、あるいは派遣する、今回の中濃十市ですと、研修に派遣するというようなことがあるので、派遣する項目を立てた中で予算取りをしていくこととなります。行政視察も含めまして、いわゆる費用弁償という形で旅費、日当、宿泊費を予算立てすることになってまいります。</p>
南谷清司委員長	<p>形式的には、今、行っている行政視察と同じ項目の中で国内と海外と出てくるという、そういう組み立てなのかな。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>費用弁償という項目で一つの枠がありますので、その中で組む。特に海外、国内ということで分けてはいないとい</p>

南谷清司委員長	<p>うことになります。</p> <p>前年度中には、行くか行かんか決めておかんに行けないということやね。そのときに、全協で本当に行くか必要性があるか、誰が行くのか、対外的には議長にというような話になるんだろうな。当分の間はとにかく実施しないということです。よろしいですか。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>お願いします。これも議運ですね。</p> <p>政務活動費についてです。政務活動費は使途が視察、勉強という大きなカテゴリーと、市政報告というんですか、市民に対する、羽島市は何をやっている、議会は何をやっているという報告と、2つ大きくカテゴリーがあるんじゃないかと思うんですが、そのバランスがどうなんだという話がこの背景にはあるということです。</p> <p>質疑、質問は多分何回も話されてきたと思うんですけど、代表質問が1人でも代表質問で妥当かどうかという、ひとり会派が多くなってきましたので、その辺がどうなんだという話ですね。</p> <p>それと、私が思ったのは、この前の討論で思ったんですけど、質疑が70分で、討論10分で、いろんなのに討論しようと思うと、10分は短いなということを前回思って、70分、10分じゃなくて、60分、20分でもいいんじゃないのという、これは勝手にそう思っただけなんですけど、今日、これについてはここで結論ということではなく、意見だけお伺いをして、次回にまた議論を深めたいというふうに思いますのでよろしく願いをします。</p> <p>事務局から質問、質疑時間について調べてもらいましたので、説明をお願いします。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>質問、質疑時間につきましても、過去どのような形で決定されたかというところで古い会議録等を調べさせていただきました。明文で確認できたところだと、昭和50年の全員協議会におきましては、質疑、質問それぞれ70分、50分。ただ、当時は討論については5分であったというようなところは読み取れるところがありました。現在は討論が10分というところで、少なくとも昭和50年の時点で質疑70分、質問50分ということは既に確立されているというところが読み取れるという形で書かせていただき</p>

	<p>ました。それから、質問の時間と質疑の時間の議論に関しましては、平成7年に質問時間をもう少し延ばしてほしいというような協議があったということで、質問時間と質疑の時間を入れ替えて、質問70分、質疑50分としてはどうかという提案があったようですが、これについてはそのままという形で今に至っております。</p>
南谷清司委員長	<p>ありがとうございます。政務活動費の方なんですけど、政務活動費の用途は羽島市宴会政務活動費の交付に関する条例で使い道が定められていまして、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費に対して交付すると規定されていますので、かなり幅広い使用分野、対象が認められているということです。ということで、現状を変えるべきか変えざるべきかということなんですけど、今日はとにかく委員のかたにご意見だけお聞きして、次に議論を深めたいと思いますので考えてください。</p>
安藤委員	<p>政務活動費についてはごめんなさい、何もわかっていなくて、質疑は委員長おっしゃるように、討論は20分、質疑の方を60分、一般質問は50分でそのままでいいかなと思います。代表質問は1人でも代表のかたですので、やはり代表質問で。</p>
南谷清司委員長	<p>優先順位を早くするかどうかという。</p>
安藤委員	<p>早くした方がいいです。</p>
佐藤委員	<p>政務活動費に関してはご指摘の通り、市民への意見周知に偏っているという傾向があるかと思いますので、改善を検討するべきではないかと考えます。</p> <p>続いて、議員活動に関する申し合わせ事項で、質疑時間の規定がございますけれども、こちらに関しましては、安藤委員のおっしゃる通りで、改善を図るためにも、質疑を60分以内、一般質問50分以内、討論20分以内とする意見に賛成です。代表質問に関してもありましたが、今のやり方のままでいいのではないかと考えております。</p>
川柳委員	<p>政務活動費については、私が記憶する限り、自分の任期の中で今に至るまで変わっていない金額であるんですけど、他市と比べると極めて少ない金額であるというふうに思っ</p>



たので、自分の意見を求められれば、そんな金額だったら仕事するなというような金額だと私は思うので、世の中には政務活動費というのは第2の議員報酬だというようなことを言われてきましたけど、羽島市はそんなこと言っている場合じゃなくて、過去に何があったか知らないけど、減らしすぎている状況だと思うので、私は少し増やすべきではないかと思えます。ただ、増やすに関してはあまりにも今の人印刷物だけになっているのは、印刷物というものはある意味自己PRにつながるものばかりなので、自分たちのためだけになるものが多いんじゃないかと思うので、もっと自分たちが調査研究、どうしてもあそこに行きたい、これ見たい、人に会ってみたい、調べてみたいというふうに使うべきじゃないかと思うので、印刷物に関しては、ちょっと制限を求めてもいいかなと私は思っています。

その他の質疑時間とか代表質問の順位に関しては、今まで別に不自由していません。

後藤國弘委員

川柳委員の言う通り、政務活動費については、羽島市の場合個人で何かするというような話ではないので、会派で使用目的もほとんど限定されたところにあるので、むしろここを変えるのではなくて、政務活動費自体をもう少し増やすことによって、いろんな調査や自分たちの意見、主張を市民のかたにお伝えするという幅が広がるんじゃないかなと、そういうふうには思います。

代表質問に関しては現状のままでいいかなと私は思います。一般質問自体が代表なのか個人の質問なのかわからない部分も結構あるので、これ自体は別にそんなに必要はないかなと、そう思います。

時間については、質疑時間がちょっと長いような気がするのですが、こちら辺は少し変えた方がいいかなとは思いますが、現状でいけるのであればこのまま、討論の時間も少し増やすのがいいかなと、そういうふうには思います。

花村委員

まず政務活動費の問題ですけど、使途が偏っているのではないかという提案というか、そういう意見があるようですけど、こういった第4条で活動に要する経費として使える項目が列挙されている中で、その中でどこに重点的に使うかどうかについては、その議員に任せられるべきものであって、何にいくら、何に何割とか、そういった細かいことまで規定するべきではないというふうには思います。

代表質問については、ひとり会派でも優先して発言する

ようにするべきかどうかについては、去年か一昨年の議会改革でも話し合いされて、現状でいくというふうに確認がされていると思いますので、これについては現状でいくのがいいのではないかとというふうに思います。

質疑、討論の時間ですけど、討論はやはり短すぎるというふうに考えますので、委員長言われたような20分程度が適当ではないかというふうに思います。質疑ですけど、委員長60分というふうに提案されたんですけども、今の予算決算特別委員会をもって質疑する場が将来にわたっても確保されておればいいんだけど、予算決算特別委員会で諮るということについては議場の議決でもって予算決算特別委員会で諮っているの、恒久的に予算決算特別委員会が開かるという体制ではないもんですから、その点について少し危惧をしております、もし予算決算特別委員会に諮らずに、質疑の時間に予算決算について質疑しろと言われると、70分必要であるというふうに考えますので、当面は質疑は70分でやっていくのが適当ではないかと思えます。

南谷清司委員長

そうすると、これは次回決まりそうですね。政務活動費ってなんで会派支給なんですか。別に個人支給にして、そこから会派が吸い上げればいいじゃないですか。しかし、制度として会派支給になっているので、また次の時に議論しましょう。アンタチャブルなテーマかもしれんけれども。

それでは、この話は皆さんの意見をお聞きして、次回、これを踏まえて議論いたしましょう。

次回の日程です。11月中ごろ、20、21、22辺りでは皆さんいかがでしょうか。

それでは、11月20日月曜日、15時からです。またよろしくお願ひします。先ほどの続きと、会派控え室割り当ての基本的な考え方、議会図書室及び情報システムの充実について、この辺りへ流れていきます。

議長さん何かありますか。

(発言なし)

南谷清司委員長

これにて、議会改革特別委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

【委員会終了＝午後4時10分】

